

令和8年10月28日（水）

指定障害福祉サービス事業所の指定の取消しを行います

豊橋市は、令和3年6月1日付けで指定した下記の事業所について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定に基づく行政処分を下記のとおり行うこととし、本日、法人に対し当該処分について通知しました。

法人・事業所の概要

法人名	有限会社 K&M
代表者名	代表取締役 川口 和代
事業所名	グループホーム Ohana
所在地	豊橋市大岩町字北山 161 番地 2
サービスの種類	介護サービス包括型共同生活援助
指定日	令和3年6月1日

- 1 処分内容 指定の取消し
- 2 発効日 令和8年12月1日

3 経済上の措置 (概算) ※1	不正請求額	52,780,158 円（うち豊橋市分 49,757,863 円）
	加算金※2	21,112,063 円（うち豊橋市分 19,903,145 円）
	返還額合計	73,892,221 円（うち豊橋市分 69,661,008 円）

※1 今回不正請求が行われた訓練等給付費は、利用者が居住地を有する自治体が支給しており、最終的な返還請求額は各自治体が精査して確定するため、現時点では概算となります。ただし、豊橋市分の金額については確定しています。

※2 障害者総合支援法第8条第2項に、偽りその他不正の行為により訓練等給費等の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができると規定され、当該規定に基づく加算金です。

裏面へ

4 行政処分理由

(1) 訓練等給付費の不正請求（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 6 号）

ア. 夜間支援等体制加算の請求に係る不正

- ・届出日の翌月以降に適用となった夜間支援対象利用者数の変更について、届出の適用月より前の月についても遡及して変更後の夜間支援対象利用者数で本加算を請求し、受領した。
- ・共同生活住居の平均利用者数に応じて夜間支援対象利用者数を変更する適正な届出を行わず、実態とは乖離した利用者数で本加算を過大に請求し、受領した。
- ・利用者が外泊等により共同生活住居に不在で、夜間支援を行っていない日があったにもかかわらず本加算を請求し、受領した。

イ. 共同生活援助サービス費の請求に係る不正

- ・届出日の翌月以降に適用となった世話人の配置区分の変更について、届出の適用月より前の月についても遡及して変更後の世話人の配置区分で本サービス費を請求し、受領した。
- ・届出した世話人の配置区分を満たす員数を配置していないにもかかわらず本サービス費を請求し、受領した。
- ・世話人または生活支援員について人員基準上必要とされる員数を下回っている状況であったにもかかわらず、サービス提供職員欠如減算を適用せずに本サービス費を請求し、受領した。
- ・大規模住居等減算の適用を受ける住居にも関わらず、大規模住居等減算の適用をせずに本サービス費を請求し、受領した。
- ・利用者が外泊等により共同生活住居に不在で、共同生活援助を行っていない日があったにもかかわらず本サービス費を請求し、受領した。

(2) 虚偽報告（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 7 号）

- ・監査において、職員の実際の勤務実態とは異なるタイムカード及びシフト表を提出して、虚偽の報告を行った。

(3) 虚偽答弁（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 8 号）

- ・監査において、夜勤従事者について、実際の勤務者実態とは異なる証言を行い、虚偽の答弁を行った。

5 利用者について

指定の取消しに伴い、令和 8 年 12 月 1 日以降は、グループホーム Ohana を利用することができなくなります。利用者が必要なサービスを継続して受けられるよう、行政処分の発行日である令和 8 年 12 月 1 日までに法人が移行先の共同生活住居を確保するよう市から指導を行います。移行先住居の確保が難航する場合は、市も市内の共同生活住居の空き状況を確認し、相談支援事業所と情報を共有して連携を図ることで、移行先住居の確保を支援します。

問合先 福祉部障害福祉課 課長補佐 鈴木（電話 0532-51-2329）
